

議 案 第 90 号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

指定道路管理システムの導入に伴い、指定道路調書の写しの交付に係る手数料を定めるため。

## 松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表地形図の写しの交付の項の次に次のように加える。

指定道路調書の写しの交付	1枚につき 300円
--------------	------------

### 附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。